

司法制度改革審議会に望む

1999年11月26日
社団法人 経済同友会

はじめに

わが国司法はこれまで、その公平性・清廉さでは一定の信頼を得てきた一方、「2割司法」とも称されるようになるなど、時代変化の中で制度疲労が顕著になっている。更に、世界がグローバル化・自由化し、行政による事前規制型社会から自由な活動を尊重する事後チェック型社会へと動く中、市場経済のルールと秩序を将来に互って十分に担保するには、司法の質・量をより充実させると共に、現在の制度を、抜本的に見直す必要がある。

経済同友会では、94年の「現代日本社会の病理と処方」、97年の「グローバル化に対応する企業法制の整備を目指して」等の提言で、一貫してわが国司法改革の必要性を訴えてきた。その意味からも、この度の「司法制度改革審議会」の活動には大いに期待している。

特に、審議会では、その第1ステップとして、本年末に具体的審議項目を決定するということであり、基本的人権の擁護や社会的弱者救済の制度を含めた幅広い視点からの検討が成されることを期待するものであるが、今回ここでは、われわれは主に経済人としての視点から、以下の諸事項が漏れなく取り上げられることを希望する。

審議会で取り上げるべき項目

1. 裁判の迅速化

裁判の迅速化は、単に、一日も早く紛争を解決したいという国民のニーズに応えるだけでなく、司法に対する国民の信頼を維持するためにも、極めて重要な課題である。

そのためには、例えば、「どんな複雑・巨大な事件であっても、第一審が申立から1年以内、最高裁まで行ったとしても3年程度で確実に判決が出る」といった具体的な目標を、法曹三者は、国民に公約として宣言すべきである。

この公約を実現するためには、まず裁判所運営の改善が必要で、具体的には、例えば期日設定慣行の見直し、短期集中型の審理、訴訟内容に応じた手続の簡素化、訴訟指揮権の強化、裁判官の短期的人事異動見直し、等が求められる。必要に応じて訴訟法の見直しも行うべきである。

2. 法曹人口の大幅増員

裁判の迅速化をはじめ、あらゆる司法改革に通ずる基盤として、諸外国に比べて極めて少ない法曹人口を大幅に増員することが不可欠である。

まず、何年以内に法曹人口をどの位にするかについて具体的な目標を設定し、それを達成するために、既存の制度にとらわれることなく、新たな法曹養成制度をデザインするべきである。具体的には、司法試験における合格者人数制限の撤廃、法科大学院(ロー・スクール)制の導入等が検討対象となろう。

なお、現行修習体制下での司法試験合格者 1500 人への増大は、審議会の最終答申を待たずとも早急に実現すべきである。

3. 法曹界への多様な人材の登用

知的財産権や高度金融商品など紛争の専門化・複雑化に対応して審理の専門性を高めるため、また実社会の動きや市民社会の常識を反映させる意味からも、多様なバックグラウンドを持った人を法曹界に登用することが必要である。

特に、裁判官については、現在のキャリア裁判官中心のシステムではなく、弁護士などの経験を積んだ人材をより多く登用することが望ましい。更には、所要の研修を行った上、行政や企業等で専門分野の知識・経験を有する人に対し別途「専門社会人枠」を設定し一定の法律業務を認める、或いは、専門的訴訟で「専門裁判官」や「非常勤裁判官」として登用する等の方策を検討すべきである。

また、弁護士・隣接法律専門職を含めた既存資格の区分、その取扱業務のあり方も見直すべきである。

4. 法律専門職の活動自由化・組織力強化

弁護士はじめ法律専門職においても、健全な切磋琢磨は、そのレベルアップと利用者にとってのサービスの質的向上につながる。専門職としての自治・独立の維持と、会員の自主的活動への制限は切り離して考えるべきであり、弁護士の広告規制緩和をはじめ、行き過ぎた自主規制や内部規定は見直す必要がある。また、企業をはじめ社会各層においても近年、法的サービスへのニーズは急速に高まっており、弁護士の兼業規制の緩和が望まれる。

加えて、個人事業を原則としている現在の制度では、多様化・複雑化する紛争に対処するには限界があるので、公認会計士・税理士・弁理士等のそろった総合的法律経済事務所の開設や弁護士事務所の法人化等による組織力強化が図れるように、所要の制度改革を行う必要がある。裁判所・検察におきても、調査スタッフの増強等が必要である。

5. 紛争処理機構の複線化・専門化

民事訴訟といっても、例えば、個人の隣人紛争と大企業の特許紛争では、全く性格が異なる。医者に専門医があるのと同様に、紛争処理機構も、紛争の性格に応じて複線化し、専門性を高め、ニーズに合った紛争解決手段を利用者が選べるようにする必要がある。

そのためには、準司法機関としての行政委員会の活用のあり方、知的財産権や国際

間紛争等の経済紛争を担当する専門下級裁判所の設置等について検討すべきである。また調停・仲裁等の代替的紛争解決手段(ADR: Alternative Dispute Resolution)の充実も重要である。

6. 行政に対する訴訟の活性化

不透明な裁量行政を防ぐには、政策の決定・実施の各場面で、行政が常に国民の監視の目に晒されているとの緊張感を持つようなシステムが存在し、そのシステムが実際に有効に機能していることが必要である。

行政に対する訴訟はその重要な一手段であり、成立した行政手続法・情報公開法、更にはこれまでの行政訴訟・民事訴訟・行政不服審判を含め、国民や企業が、行政当局に対し裁判を活用していく上で障害は無いのか、検証してみるべきである。

7. 国民の司法参加のあり方

現在は法律専門家のみによって裁判が行われているが、「国民に身近な司法」という観点から、陪審制・参審制の問題を含め、国民の司法参加のあり方についても、検討すべき段階にあると考える。

8. その他の重要課題

その他、以下のような事項の検討が必要である。

国民が等しく司法を利用できる基盤としての法律扶助制度の充実。

判決を実効あるものとするための執行制度の充実・透明化。

インターネットによる全法令の公開や判例検索サービスの充実等の情報公開の強化。

初中等教育をはじめとする学校教育での司法教育の充実。

今後の審議会運営について

審議会では、法曹関係者の利害調整や技術論に陥ることなく、幅広い視座から、経済・社会における司法の役割を明らかにして欲しい。その上で、司法改革を着実に進めるためにも、「抜本的な制度改変を伴い、慎重な審議を要する問題」と、「現行制度下でも関係者の努力次第ですぐに実施可能な課題」を峻別し、後者については、コンセンサスが得られた段階で、最終答申を待たずとも随時提言し、実現に向け、働きかけてゆくべきである。

また、ホームページでの詳細な議事録・全配布資料の公開など、これまでの政府の審議会にない積極的な情報公開が行われている点は高く評価したい。今後もこうした開かれた形での審議が続けられるとともに、一層タイムリーな公開が成されることを希望する。

以上